令和８年第２回臨時会

天 栄 村 議 会 会 議 録

令和８年７月21日　開会
令和８年７月21日　閉会

天 栄 村 議 会

令和８年第２回天栄村議会臨時会会議録目次

第　１　号　（7月２１日）

議事日程……1
本日の会議に付した事件……1
出席議員……1
欠席議員……1
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……1
職務のため出席した者の職氏名……1
開会の宣告……3
議事日程の報告……3
会議録署名議員の指名……3
会期の決定……3
村長議会招集あいさつ……4
議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……4
議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……7
議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３
招集者あいさつ……１８
閉会の宣告……１８

第　２　回　臨　時　村　議　会

（　第　１　号　）

令 和 ８ 年 第 ２ 回 天 栄 村 議 会 臨 時 会

議　事　日　程　（第１号）

令和８年７月２１日（火曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　村長議会招集あいさつ
日程第　４　議案第１号　財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第　５　議案第２号　令和８年度天栄村一般会計補正予算について
日程第　６　議案第３号　令和８年度天栄村水道事業会計補正予算について
　　招集者あいさつ

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	齋　藤　寿　昭	２番	石　塚　喜　吉
３番	吉　成　邦　市	４番	馬　場　吉　信
５番	大　浦　トキ子	６番	服　部　　晃
７番	小　山　克　彦	９番	円　谷　　要
１０番	大須賀　渓　仁		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	添　田　勝　幸	副　村　長	揚　妻　浩　之
参　事　兼 総　務　課　長	関　根　文　則	建　設　課　長	塚　目　弘　昭
教　育　課　長	小　山　泰　明		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　黒　澤　伸　一　　書　　記　　櫻　井　小百合

書　　記　　石　井　貴　也

◎開会の宣告

○議長（大須賀渓仁）　本日は公私ともにご多忙のところ、令和８年第２回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は９名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和８年第２回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

教育長より、葬儀参列のため欠席の届出がありました。

ただいまから令和８年第２回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀渓仁）　本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第１号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀渓仁）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

７番　小　山　克　彦　議員

９番　円　谷　　要　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀渓仁）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、吉成議員。

〔議会運営委員会委員長　吉成邦市　登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉成邦市）　本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日９時30分より議会運営委員会を開催し、令和８年第２回天栄村議会臨時会の会期につ

いて審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日７月21日、１日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、吉成邦市。

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、吉成議員から報告がありましたとおり、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長（大須賀渓仁）　日程第３、村長議会招集あいさつ。

村長より、令和８年第２回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　おはようございます。

本日ここに、令和８年第２回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会では、財産の取得に関し議決を求めることについてのほか、補正予算等の全３議案についてご審議願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第１号　財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、ホイールローダの購入について、地方自治法等の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第２号　令和８年度天栄村一般会計補正予算につきましては、行政区に交付します協働の里づくり交付金や、防犯灯設置工事請負費等について、歳入歳出それぞれ1,300万円を追加補正するものであります。

議案第３号　令和８年度水道事業会計補正予算につきましては、歳出予算を組み替えるものであります。

以上、議案の大要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　これで村長の挨拶を終わります。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第４、議案第１号　財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　おはようございます。

議案第１号　財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第７号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和８年７月21日提出。

天栄村長、添田勝幸。

記。

１、取得する財産及び数量、ホイールローダ１台。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約金額、592万9,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、53万9,000円。

４、契約の相手方、住所、福島県郡山市下亀田16番地３。

氏名、コマツ福島株式会社郡山支店、支店長、阿蘇知之。

提案理由をご説明申し上げます。説明資料をご覧いただきたいと思います。

まず、購入仮契約書でございます。令和８年７月３日付でコマツ福島株式会社郡山支店と仮契約を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。令和８年７月２日に入札を行った入札経過書になります。

次のページをお願いします。入札に参加した業者の氏名及び開札の結果になります。３者が参加し、コマツ福島株式会社郡山支店が落札いたしました。

次のページは、今回購入いたしますホイールローダの概要でございます。ホイールローダ、バケット定格容量、山積0.6立方メートル１台でございます。オプションとしまして、スノータイヤ、ＦＭ／ＡＭラジオ、エアコン、ドライブレコーダー、タイヤチェーンほかを装備したものでございます。

納入場所は、役場除雪機械待機場所でありますが、後藤集落内、安養寺集会所より西側の集落内、牧本小学校給食出入口の８路線１か所の除雪を担うものであります。

納入期限は令和８年11月30日で、除雪期間前の納入としております。

購入の理由としましては、前年度までは同タイプをリースしておりましたが、今回のホイールローダを購入することで、除雪期間以外での利用もでき、１年を通じた活用を考えてお

ります。

購入金額は592万9,000円、税込みであります。購入資金としましては、令和８年度の電源立地地域対策交付金474万9,000円と、除雪車整備基金118万円を充てる予定であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　お尋ねしますが、今回、台数が足りないと。守備範囲が広まったという解釈で、後藤、牧之内、あと小学校前、細かいところだということで理解はしますけれども、やりくりで何ともならないことで購入なのか、もしくは古くなって、備品台帳、これも村の中でローダー関係はあるわけですけれども、更新に先立ち、足りないのか、新たな更新なのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

今回のホイールローダの購入でございますが、前年度まではリースをしておりました。そのリースに代えて今回、村で所有するホイールローダ１台を購入するといったことで、台数的には変わりはございません。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　リースから新たな備品として村が管理すると。後でいいんですけれども、財産の備品台帳、後から見せてもらいますけれども、当然、今回の購入に限らず、更新、これもついて回ることです。例えば会社のリース車の場合ですと使用年、もしくはアワーメーター、随時、年度ごとの修繕、修理等もあるかと思いますけれども、行く行く、大体もう決めとして、例えば10年、アワーメーターこれだけになったら、事前に議会に申出をして更新するような形も、今後、備品管理の上、壊れたから買い替えとか、前もって予防措置として、そういうことも検討いただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第５、議案第２号　令和８年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　２ページをお願いいたします。

議案第２号　令和８年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和８年度天栄村一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,347万7,000円とする。

令和８年７月21日提出。

天栄村長、添田勝幸。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、20款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、補正額1,300万円。

続いて、歳出でございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額723万円。14節工事請負費におきまして、防犯灯設置工事請負費273万円を計上しており、こちらは中学生の通学路となっている農道等へ防犯灯を設置するもので、以前より中学生などから要望のありました内容を、中学校と協議により希望箇所が決まりましたので計上いたしております。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、行政区協働の里づくり交付金として、５地区分の新たな要望がございましたので、450万円を計上しております。

５目財産管理費、補正額251万7,000円。12節委託料におきまして、環境整備委託料として村体育館や開発センターの裏側ののり面等の除草及び旧白子テニスコートの立ち木伐採と除草費用として131万7,000円。また、公共施設ごみ収集委託料として120万円を計上しております。

９款消防費、１項消防費、５目防災行政無線管理費、補正額145万8,000円。14節工事請負費におきましては、戸別受信機設置工事請負費57万8,000円。また、17節備品購入費としまして、防災無線の各家庭に設置する戸別受信機の在庫が不足する見込みとなったため、20機分購入したく、88万円を計上いたしました。

10款教育費、４項幼稚園費、１目幼稚園費、補正額150万3,000円。14節工事請負費におきまして、幼稚園空調設備改修工事として、幼稚園の遊戯室内のエアコンが故障により改修が必要となったものであります。

14款予備費、１項予備費、１目予備費、補正額29万2,000円。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　６ページの14節防犯灯設置工事請負費273万と計上しているんですけれども、これは何か所ぐらい設置するんですか。場所的にどの辺に設置するんのか、説明お願いします。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

防犯灯、今回計上しました予算では、一応、20か所程度設置できればというふうに考えております。こちら、設置個所につきましては、天栄中学校から、まずは白子を通って飯豊、高林方面に抜ける農道の路線、それから大里方面に関しましては、天房から道の駅方面にかけての国道沿い、それから牧本方面に関しましては、富久保地内からセブンイレブンに抜けて、新屋敷方面に防犯灯が必要ではないかということで計上させていただいております。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　了解しました。

では、次の18節行政区協働の里づくり交付金、これは当初予算でいくら取っていて、これ補正することになったんですか。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

こちらの当初予算の金額でございますが、351万円でございます。当初予算に関しましても、これまでに６行政区で執行済みとなっておりまして、予算が不足となる見込みとなることから計上したものでございます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　ということは、昨年も同じような金額、当初予算で取っていたんですか。補正も加えての金額を教えてください、昨年度。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

昨年度の当初予算も同じ金額で取っておりまして、昨年度も区から予定していた要望より多く申請があったということで、９月補正でやはり補正計上させていただいて、昨年は全体で450万程度の予算の執行でございました。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　これって、最初に当初予算で幾らと決めて、あとは今年度中にどうしても使いたいんだという以外は、来年度でも間に合いますかと断るのも必要なんですけれども、毎回毎回、補正出して、何でも受けるというのはどうかと思います。当初予算が一番大切だと思うんで、そのように、もう当初予算で予算計上してもらいたいと思います。

次に、いいですか。12節公共施設ごみ収集委託料120万と補正組んでいるんですけれども、これ当初予算で見積り取ってやったんじゃないですか。急に補正組むということはどういうことなんですか。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

こちら、今回計上させていただきましたのは、基本的に公共施設のごみは産業廃棄物扱いとなります。今年度は、新たな保育所ができたりしまして収集ルートが変更となったり、またごみ分別の分類をこれまでよりさらに細かくしたり、また昨年度までの収集事業者が公共施設の収集業務から撤退したということもありまして、今年度は新たな事業者での見積りにより収集事業者を選定したりなどもろもろの理由が重なりまして、費用が増額となってしまったものでございます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　私、言っているのは、当初予算やるとき何で、４月から契約するんでしょう、それ見積り取っているんでしょう。その前に変わると、３月にやめますと、天栄クリ

ーンが。もう前から分かっていることでしょう、これ。答えてください。

○議長（大須賀渓仁）　暫時休議いたします。

（午前１０時２３分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午前１０時４１分）

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　私が思うのには、結局、補正が多過ぎるような気がするんですよ。だから当初予算でしっかり、執行部は計上してください。あまりにも補正が、何かやたら多いような気がするんですけれども。

以上で終わります。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　関連するような形になってしまうんですが、14の工事請負費、防犯灯20個というふうなことで、前々からどうやっても暗いと、それはもうずっと言われているわけですよ。そういうものを、やっぱり全体的、村全体、通学路も含め、あと各集落内の電灯とか、今言っている防犯カメラですか、そういうのも含め、どうやって防犯体制というか、そういうものをつくっていくかという、そういう計画をきちっとつくった上で、年度計画の中で、そして計画的にやる。そうしたら当初予算できちっと、今回はここ、あそこというふうな形になっていけるんじゃないのかなと思うんですよ。熊が出たからとか、言われたからとかと言っていたらば、本当に毎回毎回補正になっちゃって、そういう全体的なグランドデザインというか、そういうものがないと、いやあっちにやったんだけれどもこっちも足りない、こっちも駄目だと、最終的にはそうなっちゃいますよ。

だから、やっぱりこういう問題については、当初予算できちっとやれるように、総務課なり企画なり、その担当するところがやっぱりグランドデザインとして、防犯灯だけじゃないですよ、防犯カメラ、そしてそういった村の公共施設も全て含めて、そういうグランドデザインを描いた上で、やっぱり議会に承認をいただいて、それで当初予算で年次でやっていくというふうな形が望ましいとは思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

今ほどおただしいただきました年度計画という部分も踏まえて、防犯灯を今回20基という

ことで計上はさせていただきましたが、今回の設置数はもう希望どおりの個数ではなくて、取り急ぎ最低限の箇所だけを選定して実施したいと考えて計上している箇所だけなものですから、今後計画的に、そういった議員おっしゃるような防犯対策も含めた中で計画的に、それから財源的にはもちろん、今回単独予算で計上させていただきましたが、全てつけると財源的にも厳しい面もありますから、そういった補助金等を模索しながら、計画的に今後も設置していきたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　今回の補正予算は、本当にみんなそういう感じなんですよ。幼稚園のエアコンにしても、やっぱりもう、さっきほかの議員も言っていたように、壊れる前に、どのぐらいの耐用年数でというものを決めておかないと、こういうふうになってしまうと。やっぱり、そういう子どもたちの生活というか命を守るための設備でもありますし、こういうのはもうしようがないなとは思っていますけれども、ただ、今言ったように、きちっと計画をつくるというものが必要だと思いますので、その辺ぜひ努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　６ページの防犯灯なんですけれども、先ほど全協で、村長の説明の中で、中学校は通学路をきちんと決めていないというようなお話がありました。私、思うんですけれども、例えば防犯灯とか防犯カメラ設置するのにも、全域に設置するということはまず無理だと思うんですよ。なので、通学路というのはやはり安全の対策からもきちっと決めて、そこをしっかりと防犯灯なり防犯カメラなり、そして熊が出るんであれば、周りの雑木林のやぶとかをきちんと刈り払うとか、そういう対策ができると思うんですけれども、学校は何で通学路を決めていないのか、ちょっとそこを伺いたいんですけれども。

○議長（大須賀渓仁）　暫時休議いたします。

（午前１０時４７分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午前１０時４８分）

○議長（大須賀渓仁）　教育課長。

〔教育課長　小山泰明　登壇〕

○教育課長（小山泰明）　お答えいたします。

明確な、いつからそうなったということで、通学路が指定されなくなったかというのは、ちょっと把握してはおりませんが、最近、子どもたちの通学の方法、そういったものが、以前は例えば中学校ですと自転車が多くあったんですけれども、最近は自転車だけではなく、バスだったり保護者さんの送迎、そういったものがあって、要は通学の方法がいろいろと皆さん多岐にわたるようになってきたというのはございます。その中で、一概に必ずこの道路を通りなさいという指定も、やはり天栄中学校ですと広戸から牧本まで多岐に広くあるもんですから、必ずここを通りなさいというような指定というのは、なかなか難しいというのが現状なのではないかと感じております。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　いろいろ通学が多岐にわたると、最近は。昔は自転車だったら自転車、ほとんどの子が自転車で通学していたというのは分かりますけれども、ただ基本的に、今、防犯灯のお話でも、やはり総務課長のお話ですと３路線やるみたいな話だったので、学校としても、やっぱり自転車で通学している子とか徒歩で通学している子に対しては、そこが通学路だよというのをきちんと示すべきだと思うんですよ。やっぱりそうでないと、村側で整備する側もきちんと整備が、なかなかできないと思うんですよ。それは村と学校できちんとお互いにお話しして、協議して、やっぱり徒歩、自転車の生徒はここを通ってください、その代わりきちんと安全に通学できるようにやりますからというような、そういう協議はするべきじゃないですかね。村長どうですか。

○議長（大須賀渓仁）　村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私もそのように思っておりまして、学校側とある程度、村も防犯灯なり防犯カメラなり設置する上では、どこにつけていいのかと、そんなに多くはもうやりようがないですよというお話はさせていただいた。その中で今回、きちっと村でも、防犯灯も設置しますよと。ただ、そこも今、決めてくださいねというような協議はしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　また防犯灯の話なんですけれども、防犯灯は多分、役場さんで設置することになると思うんですけれども、その電気料というのはどこで払うようになるんですかね。行政区から上がってくれば行政区で支払いになると思うんですけれども、この先も役場で設置したものに対しては、電気代はどのような形で支払いになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

こちら通学路に関しての防犯灯の電気料は、もちろん役場で、担当は教育課のほうで支払うようになるかと思います。

これまでも、どこの行政区にも属さないで、メインの県道であったり、例えばですけれども飯豊から小川の間で……

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（関根文則）　村のほうで、教育課のほうで支払います。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第６、議案第３号　令和８年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　議案第３号　令和８年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第１条、令和８年度天栄村水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによ

る。

（収益的収入及び支出）

第２条、令和８年度天栄村水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第１款上水道事業費用、第１項営業費用、補正予算額ゼロ。

令和８年７月21日提出。

天栄村長、添田勝幸。

９ページをお願いいたします。

令和８年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

支出、第１款上水道事業費用、第１項営業費用、３目受託工事費、補正予算額ゼロ。

消火栓交換工事につきまして、当初は３節委託料にて20基分の設計委託、４節修繕費にて20基分の交換工事を予定していましたが、財源となる防衛補助金の申請時において、国の担当者から、他の市町村でも消火栓交換工事を行っており、多数の消火栓の設計を行った上で緊急性、必要性が高い順に行っているとの指導を受け、同様に委託料にて51基分、修繕費にて10基程度分の交換工事とすることとなったことから、委託料を増額し、修繕費を減額する組替えを行うものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　今、消火栓の補正なんですけれども、50何基と言いましたよね。それ、どういう基準で更新は古い順からやるということですか。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

近年、消火栓の交換工事を行った残り百数十基分ございまして、そのうちの約半数程度の51基分を設計の委託としています。その中で緊急性の高いもの、必要性の高いもの、古いものの順からということで予定してございます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　補正で更新するのは分かったんですけれども、結局、新規で欲しいということは、要望は区からは上がっていないんですか。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

今回の補正の関係に関しては、あくまでも更新でありまして、新規の話はまた別件なんですけれども、取りあえず新規で要望として上がっているところは、今のところはございません。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　もし仮に、行政区でここに消火栓が欲しいというのは、何月までに要望、陳情すれば、当初予算に入れられるんだか、予定でこれやりますよという回答ができるんだか何かですよね。これ、もう当初予算組んじゃったから駄目だということじゃなくて、新規でもしやるとしたらば、何月まで申請、要望出せば大丈夫ですか。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

やはり、年内にはある程度方向性を決めたいというのもありますので、12月ぐらいまでには決めたいというのもありますので、調査等も含めて考えると、10月、遅くても11月までには要望いただければ調査等もできるかなというふうに考えます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　新しく、新規にやろうとしても、結局、水道管の引っ張る関係もあるから、金額の重なるところと重ならないところありますよね。それ関係なく、消火栓はここにないと駄目だという判断すれば、新規でやってくれるんですか。防火水槽が遠くて、ここに消火栓ないとまずいという、もしかそういう案があれば、何メーターというか、もう水道管ないところは水道管引っ張ってこないと駄目でしょう。そうすると、結局金額が高くなりますよね。それでも、やっぱり家が何軒もあるのに、全然、一基もないというのはちょっとまずいと思うんですけれども、それって計画にかかわらずやってくれるんですか。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

もちろん場所にもよるところはあるかと思いますが、基本的に消火栓の届く範囲内に収まるところはある程度大丈夫かなと思うんですけれども、もし収まらない、範囲外にあって、どうしても必要だという箇所については、やっぱりつけるべきかなとは思いますので、その届く範囲、基準が、すみません、今ちょっと出てこないんですけれども、百何十メートルという基準がありまして、そこの範囲内は基本的にカバーできるように今のところはなっているのかなというふうには思っておりますので、もし具体的に場所があれば調査のほうはして

みたいと思います。防火水槽も含めて、水利を調査した上で検討してまいりたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　私も消防団やっていたものですから、ちょっとあれだと思うんですけれども、消火栓って何線まで延長できる圧力が保たれるんですかね。

○議長（大須賀渓仁）　村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　私から、お答えさせていただきます。

水道の消火栓、場所によっては水圧高いところと低いところがありますので、高いところは水圧も結構高いので、ある程度のあれは延びていくとは思うんですけれども、どうしても、消火栓というのは、弱いところというのは、既定の３線、４線、補足すればもうちょっと延びるぐらいのところで、基準の中には収まってはいますので、その範囲内ということしか今のところお答えはできませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　それであれば、圧力、今、私の教わったのは100メーターぐらいだと思うんですけれども、それを細いホースを使えばもうちょっと延長できるんじゃないですかね。これ、圧力の問題だから、細くすればあれだと思うんですけれども、今、細いのを使っているところはないんですか。例えば、場所的に遠いから、ここは細いの使わないと駄目だとか、消火栓のホースはみんな同じなんですかね。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

今、消火栓に設置しているホースは皆、やっぱり同じ径で、細いホースは設置準備はしておりません。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　そしてある程度、結局ホースを細いのを使えば、例えばここで足りない、新規で使うよりもいいというのも出てくると思うんですよね。これ今度、もう２か所ぐらいつけて、こっちは細いホース、こっちは普通のホースでやるように、そういうふうに設置を考えたらいいんじゃないですかね。これ、やっぱり細いと100メーターぐらい、もうちょっと延長できるとか、何かというと、水が全然出ないより、圧力弱くて水出ないよりは、細いのでやれば遠くまで延長できるんじゃないですかね。

そういうこともちょっといろいろ考えながら、場所によってはやっぱり遠くまで何線もつなぐように考えれば、もう初期消火が一番大事だと思うんで、そういうのも頭に入れながら、これから新規の消火栓設置するのにも、両方できるように考えたらいいと思います。

以上です。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　今、水道の関係の話で、６月に実施されました村の防災訓練で、消火栓がどこにあるかというのをスマホで見られるというような話を実体験したわけですが、村では台帳のデジタル化はまだしていなかったですか。その確認をさせてください。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

消火栓等の情報もマップに載せて、見られるようにはなっておりますので、一応そういったデジタル化はしております。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　マップでは分かるんですけれども、水道、当然湯本もそうですが、天栄村のことで今、質問していますが、他の自治体ではデジタル化を進めている自治体も実はあって、消火栓の新しい新設も含めてですけれども、下水関係も３Ｄ、あるいは水道のデジタル化、これも災害時にいろいろライフライン、電気、ガス、水道とかと言いますけれども、水道が災害によって、土砂崩れで、まあまあいろんなことがある、あるいは地震、デジタル化はすぐにではないですけれども、これも村の管理上の財産ですから、紙ベースはもとより、それをデジタル化にいずれしていくことを計画してはどうかという話であります。検討、今日回答できなくても別にいいんですけれども、デジタル化も必要だということを話して終わります。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀渓仁）　申し上げます。

令和８年７月21日招集の令和８年第２回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　令和８年第２回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程議案につきまして、原案どおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（大須賀渓仁）　これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣言

○議長（大須賀渓仁）　以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和８年第２回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午前１１時０９分）

参　　考　　資　　料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
議案１号	財産の取得に関し議決を求めることについて	７月21日	原案可決
２号	令和８年度天栄村一般会計補正予算について	７月21日	原案可決
３号	令和８年度天栄村水道事業会計補正予算について	７月21日	原案可決

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年１０月８日

議　　長　　大須賀　　渓　　仁

署名議員　　小　　山　　克　　彦

署名議員　　円　　谷　　　　要